

第142回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和4年10月7日（金） 12：58～15：34

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和4年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番10：指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）現在、本件は地域包括支援センターの持続可能性を前提にして今年度の社会保障審議会介護保険部会で議論されているということだが、どのような意見が出たか。

（厚生労働省）令和4年9月12日の部会では、居宅介護支援事業所への委託を円滑に進めるための対応が必要、ケアマネ関係の委員からは、地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業所との間で重複している業務があるため整理が必要、介護予防ケアプランの報酬が要介護の場合と比べて安い等の意見が出た。

（高橋部会長）承知した。

（大橋部会長代理）令和元年の部会の議事録では、本提案で示されている問題が3年前の時点で既に触れられている。その後、調査研究事業にて実施された委託調査の報告書が令和3年3月に出されているが、これを見ても地域包括支援センターは、指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメンの業務で非常にエネルギーを使っており、どうにもできないという問題があることも分かる。この問題点は、過去の部会や本提案で既に共有されており、現場からは利用者1人につき1回限りの委託連携加算では対処できないという声が出ている。今回改めて地方分権提案が出されている点も踏まえ、この問題は個別の論点として切り出して部会で議論し、どのような対応をするのかという明確な検討結論を出していただきたい。もう1度、総論から議論をする問題ではないという認識であり、どのような形で業務の役割分担をするのかというモデルを具体的に示していただきたい。

（厚生労働省）令和元年の部会でも、本提案と同様の指摘をされていたというのはおっしゃるとおりである。ただ、地方公共団体の保健福祉部局と意見交換をしていると、地方公共団体によっては、地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成するという機能を持っていることが重要であり、この機能がなくなると困るという意見もある。地方公共団体の様々な状況の中で、地域包括支援センターの在り方についても多様な意見があり、どうすれば地域包括支援センターの持続可能性を保ちつつ、業務がうまく回っていくかということを検討している。同じ議論を繰り返しているように見えてしまうかもしれないが、悩みながら1つずつ行っていることを理解いただきたい。

（大橋部会長代理）地域包括支援センターが抱えている業務はそれぞれ重要であると思うが、介護予防ケアプランの作成業務に多くの時間が割かれているのであれば、この業務をどれくらいの按配で外部に出すかなど、役割分担についての議論をするべきであると思う。介護予防ケアプラン作成の機能がなくなると困るという意見があるからといって、そこで議論を止めてしまうのではなく、1つの答えを出していただきたい。委託連携加算がうまくいっていないという意見もあるため二の矢、三の矢を撃っていただき、厚生労働省でアイデアを出して、この問題に対して具体的に動いていただくことが大事である。

（厚生労働省）おっしゃるとおりであるため、しっかりと考えていきたい。ただ、提案団体との意見交換会の中で、介護予防ケアプランの作成業務を地域包括支援センターから切り離すということではなく、中身は地域包括支援センターで見るという考えだということが分かった。そうなると、結局、本質としては業務が減らないため、委託契約、報酬の請求のような事務手続きの工夫をすることで何か改善できるのか、検討したい。

(高橋部会長) 大橋部会長代理から話があったとおり、全部を切り出してほしいという話ではなく、提案団体のように介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所にお願いして、それを共有してチェックするといった体制はどうか。実際に介護予防ケアプランを作成するのと、作成したものを特定の観点からチェックし認識を共有するというのは、かかる時間が違う。指定確認検査機関のように、コントロールしつつ、情報を確認し、場合によっては是正措置も執るというモデルもある。役割分担の仕方は工夫が必要であるため、一律に考えずに、様々なモデルを探ってもらいたいがか。

(厚生労働省) そういったことも含めて検討したい。委託というのは、部会長がおっしゃったような仕組みであり、地域包括支援センターが作成するのではなくて、居宅介護支援事業所に委託するということである。

(高橋部会長) それとはまた違う話だと思うので、よく他の制度も見て検討いただきたい。大橋部会長代理より、全体の議論に紛れないよう、この問題を位置づけて議論してもらいたいという話があった。全体の見直しのため論点がたくさんあり、限られた時間の中で議論する必要があるが、本提案についての問題を位置づけて、明確な検討結論を年末までに出してもらいたいと思っているがか。

(厚生労働省) 地域包括ケアシステムの深化は、今回の部会で取り上げているテーマの大きな1つである。提案についても、資料2の7ページのとおり議論していただいているため、今後も検討していきたい。

(勢一構成員) 地域包括支援センターが総合的に重要な役割を担っていることは提案団体も認識をしているので、それを前提として、地域の総合力として支えていけるような体制を探ってもらうことが必要であると思う。高齢者人口の増加を考えると、さらに専門人材が不足していく状況であり、役割分担のマネジメントを考えていただき、その上で、地域包括支援センターの持続可能性の議論をお願いしたい。時間的に余裕がないと認識しているので、ぜひ早い議論をお願いしたい。

(厚生労働省) 検討していきたい。

<通番12：中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合に、算定できるという限定がある。事業者は山都町全域を通常の事業の実施地域としているため、テクニカルに事業所が利用者宅を通常の事業の実施地域外とすれば、サービス提供を行った場合に加算が算定できる。

(高橋部会長) 要するに山都町内で、通常の事業の実施地域を細かく分ければいいということか。

(厚生労働省) 利用者宅を通常の事業の実施地域外とすれば、加算は取得できる。

(泉参事官) 資料2の22、23ページに、山都町の法人における経営状況の資料が掲載されているが、提案団体に確認をしたところ、23ページのB法人は、訪問介護事業は行っているが、法人が所有する有料老人ホームの入居者に対してサービス提供を行っており、本提案の支障事例のように、ぽつんと一軒家のような在宅に対してサービス提供をしている事業所ではない。

22ページのA法人は、法人全体では黒字だが、訪問介護事業の部分を取り出すと、移動時間だけが必ずしも要因ではないかもしれないが赤字と聞いている。先日の山都町、別海町、厚生労働省との意見交換会の場でも、山都町から「全国的な状況を踏まえて制度設計をするという厚生労働省の立場も分かるが、山都町のような中山間地域に居住する者の思いも受けとめてほしい。」という発言があったため補足させていただく。

(高橋部会長) 提案団体が町内全域を通常の事業の実施地域にしている理由は、加算があるからということなのか。

(厚生労働省) そういうことではない。事業所がどのようなエリアで営業するかということについて、事業所の判断で決めているのか、地方公共団体と相談しているのかは分からないが、現状として通常の事業の実施地域を町内全域にしているということである。

(高橋部会長) 通常の事業の実施地域を決める主体は事業所か。

(厚生労働省) 事業所である。提案団体等との意見交換会の中で、事業者が加算を取得すると、利用者に対して基本報酬の利用者負担に加えて、加算の利用者負担も発生するといったことや、事業者が利用者に対して加算取得の説明が難しいため、算定が消極的になっているという実態があると伺った。

(高橋部会長) それは資料2の24ページの(1)、(2)、(3)に示されている3つの加算に共通しているのか。

(泉参事官) 山都町内は、在宅対応している訪問介護事業所が3か所あり、そのうち1か所は特別地域加算を取得できている。先ほど、厚生労働省から中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について、テクニカ

ルな取得方法の紹介があったところ、提案団体からは、通常の事業の実施地域は事業所にて設定できるものの、町の事業所として活動しているため、実施地域を町の一部に限定して事業を実施することに対して、町民の理解が得られるかという懸念は示されているということである。

(高橋部会長) 中山間地域等に対する報酬加算はあるが、取得するためのハードルがあることは事実であり、これが提案団体の支障事例の背景の1つになっていると考える。加算が取りづらい状況は、中山間地域等の事業所にとってはとても辛い状況である。等し並みというわけではないが、中山間地域等については加算ではない制度設計はできないのか。

(厚生労働省) そうなると中山間地域等以外の利用者も介護報酬が上がり、介護保険料、利用者負担にも影響が出ると考える。

(高橋部会長) 例えば、中山間地域等に住んでいるため加算が付き、都会に住んでいれば加算は付かないというのは、利用者の平等の観点からいかなものかと考える。よって、特に本提案の移動時間に係る介護報酬加算の取得についてぜひ検討いただきたい。

(厚生労働省) これは、重要な論点であり検討課題であると認識しているため、介護報酬の改定に向けた議論の中ではしっかり検討していく。

(大橋部会長代理) 本提案は多くの追加共同提案団体があり、山都町特有の問題ではない。たとえ同一町内であっても生活の利便性が異なり、その差は制度で考えなければいけない。今回、話があった加算については、もちろん平等性の問題はあると思うが、通常の事業の実施地域など現場での課題もあることをきめ細かく考えていただきたい。この加算が支障事例にうまくマッチしておらず、加算に代替するものはないかということが本提案のベースにあるため、保険制度だから、平均的な費用の中で勘案するからという話で終わらせず、検討していただきたい。

(厚生労働省) おっしゃるとおりの趣旨で、前回の社会保障審議会介護給付費分科会においても論点が提示されていると認識しているため、議論してまいりたい。

(高橋部会長) 検討のスケジュールはいかがか。

(厚生労働省) 制度改正が必要なものは令和4年に議論され、介護報酬の改定が必要なものは、令和5年の社会保障審議会介護給付費分科会でも議論され、その結果や公平性の観点や財源の問題を踏まえ検討をし、令和5年度中に結論を得ることになる。

(高橋部会長) 事務局はそれでよろしいか。

(泉参事官) 次期報酬改定の令和6年度に間に合うように検討いただきたい。

(高橋部会長) 来年に向けて、検討の方向性については、今年度に事務局と整理いただき、その結果を踏まえて令和5年の議論に入っていただきたい。

(勢一構成員) 検討に当たっては、平均値ではなく個別具体的な状況がどうなっているのかを見ていただきたい。資料2の18ページの訪問介護における移動距離、移動時間について、この資料の趣旨は、1日の延べ移動時間は、都市部でも中山間でもあまり変わらないというエビデンスと考える。ただ、例えば、都市部と中山間を比べると、勤務時間、延べ移動時間がほぼ同じで移動手段が異なっているため、その分距離が異なるということだと思うが、延べ訪問件数の平均を見ると中山間の方が多くなっている。これは、1箇所当たりのサービス滞在時間が短いと考えられ、移動時間は同じでもサービスの実態が随分異なるのではないかとということがデータから読み取れる。このような実態も見て、中山間地域等でもサービスを受けられるということを確認して議論をお願いしたい。

(高橋部会長) 御検討いただき、閣議決定に向けての調整は事務局とよく御相談いただきたい。

<通番11：国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 把握していた口座が振込不能になる等の懸念事項について、どのような対応方策を考えているか。

(厚生労働省) 特別に配慮する必要がある事例について地方公共団体から伺いたい。特別に配慮する必要がある事例の中には、システムを工夫することで解消できる部分と、そうでないものがあると考えており、仕分けが必要である。システムの工夫で対応可能な部分については、今後控えている大規模なシステム改修の状況を踏まえつつ、本提案に係るシステム改修についても検討可能になった段階で検討する。一方、システムでは対応が難しい部分については、措置の対象外にせざるを得ず、対象外となった者については申請が必要であると考

えている。

(高橋部会長) 今後控えている大規模なシステム改修とは、具体的にどのようなもので、何年度までを予定しているか。

(厚生労働省) 後期高齢者医療と国民健康保険に関して、クラウド化等の大規模な改修を予定しており、この改修との関係を考える必要がある。大規模なシステム改修は令和6年3月までに行う予定で進めている。

(高橋部会長) 令和4年現在、概念設計のようなものはあるか。

(厚生労働省) 設計の作業には着手している。

(高橋部会長) 大規模なシステム改修とともに、本提案に係るシステム改修をする方が効率的ではないか。

(厚生労働省) 大規模なシステム改修が終わるまで本提案について何も着手しないということではなく、本提案を幅広く実現させるためには、どのような範囲についてシステム改修すべきか検討する必要がある。

(高橋部会長) その検討はいつ終わる予定か。

(厚生労働省) 可能な限り早い時期で終わりたいと考えているが、現時点で具体的な時期を申し上げることはできない。

(高橋部会長) 大規模改修するのであれば、一挙に作業をする方が費用も抑えられ、ベンダーロックインにもならないと思うがいかがか。

(厚生労働省) 効率的な方法を考えていくが、大規模なシステム改修の方は既に改修作業に入っている。一方、本提案に係る改修は、今後どのようなケースを措置の対象にするかといったことや、特別な配慮が必要なものについてシステム上どのように組み込めるのか等、費用面も含めて検討したい。

(大橋部会長代理) 地方公共団体からの意見は、内閣府と共に聞いたものか。

(厚生労働省) 定例的に地方公共団体と意見交換する機会があり、厚生労働省で意見を伺った。

(大橋部会長代理) 本提案を実現するメリットが大きいからこそ共同提案も多くなっていると考えられ、反対意見が出てきたのであればエビデンスを掴みたい。今後調査等の作業をするのであれば、内閣府と共に実施し、透明性を図っていただきたい。

(厚生労働省) そうさせてもらいたい。

(高橋部会長) システムの大規模改修が予定されているのであれば、それに滑り込ませるかたちで本提案に係る改修もするのが良いと考えるが、大規模改修に間に合わせるように作業するのは不可能か。

(厚生労働省) 提案実現の観点から、時期も含めて今後具体的に話を詰めてまいりたいが、後期高齢者医療制度と国民健康保険制度の根幹を担っているシステムについて、確実にクラウドリフトを進めるため、一挙に改修することは難しい点について御理解を賜りたい。

(高橋部会長) 承知した。本提案に係る具体的なシステム概要を閣議決定までにはっきりさせるのは難しいか。

(厚生労働省) 前回のヒアリングでも、閣議決定を念頭に置いて作業するよという御指摘をいただいており、今後どのように検討していくかお示しできるようにしたい。

(高橋部会長) なるべく早く成案を得て地方公共団体に明らかにするため、事務局と閣議決定に向けて調整いただきたい。

(厚生労働省) 12月に向けて、いつまでに結論を得られるかという点を具体化できるよう事務局と相談したい。

(高橋部会長) よろしくお願ひしたい。

<通番13：生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 運用が行われる際には、国民健康保険担当部局と福祉事務所又は生活保護担当部局の連携が重要であるとする。「公簿等」の具体例や運用上の留意事項等を含め、きめ細かな周知をお願いしたいがいかがか。

(厚生労働省) 省令改正と併せて、職権処理をする上での具体的な留意点等について、今後状況を伺ってお示ししたいと考えている。

(高橋部会長) よろしくお願ひしたい。

<通番5：生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 生活保護部局への変更等の届出を省略することについて、御検討いただけるという御説明について感謝申し上げます。検討において、例えば既に一定の連携を行い、それが機能している地方公共団体もあるため、そのようなモデルを横展開していただき、情報連携に漏れないような措置を講じていただくことは可能

か。

(厚生労働省) 御指摘のとおり、今回の調査によって、介護保険部局と生活保護部局との間でうまく情報連携を行うことができている事例があることが判明した。そのような事例を各地方公共団体にも共有し、事務負担なく情報連携が可能な仕組みをそれぞれ構築していただくこともよいのではないかと考える。そのためには、実態調査によって得た事例をより詳しく把握し、各地方公共団体に情報共有させていただきたいと考えている。

(高橋部会長) 了解した。もっとも、今回提案団体が求める措置は、生活保護法上の指定取消と変更等の届出を同様の取扱いとしていただきたいというものである。両部局間において情報連携が適切に行えてさえいれば、生活保護部局への届出を不要としてもよいという理屈になると考えているがいかがか。

(厚生労働省) 介護機関の指定権限が生活保護及び介護保険の両制度で異なり、情報連携の相手方が異なる事情もあるため、その点について整理する必要がある。一方で、既に情報連携を行えているといった事例もあることから、十分連携が可能であることが確認できれば、法改正も視野に検討していきたいと考えている。

(高橋部会長) 了解した。既に指定に係る情報連携を行う体制が整っていることから、変更等の届出についてもその経験を生かし、さらに緊密に情報連携を行うこととする方向で法改正があり得るものと考えているため、よく御検討いただきたい。情報連携については、例えば一の地方公共団体で完結する場合は、すぐに対応が可能と考えるが、その点いかがか。

(厚生労働省) 最終的な措置として法改正を要すること、また、全体の状況を整理した上で検討を行うことを踏まえれば、情報連携を進めていただくこと自体は差し支えないと考えるが、法改正を考えると他の地方公共団体の状況も踏まえた上で対応することになるものとする。

(高橋部会長) そのときに、他の地方公共団体との情報連携が困難であるという結論に至った場合、一の地方公共団体で連携が完結する場合にのみ法制的な手当てを講じることは可能か。

(厚生労働省) 法制的に非常に複雑な組み立てになる可能性があるため、慎重に検討したい。

(高橋部会長) 全国的なシステム構築は困難であるという御説明があったが、情報連携を可能とするようなシステムを構築できれば、両部局の情報連携が円滑にできるようになるものとする。

(厚生労働省) 情報連携に係るシステムとして、例えば原始的な手法として、介護保険部局から生活保護部局に必要な情報をメール等で提供している事例があった。また、他の地方公共団体の実例として、介護保険部局において管内の介護保険法上の指定を受けた事業者情報を一覧管理するようなシステムを構築しており、その情報を生活保護部局でも閲覧可能とするといった、簡便かつ有効な手法を採っている事例もある。一律にシステム構築を行うこととした場合、多額の費用を要するものの、地方公共団体の事務の効率化について国が予算を確保するのは難しいため、措置実現が遠のく恐れがあることを懸念している。こういった事情を勘案すると、既により簡便な方法で情報連携ができているところもあるため、各地方公共団体の実情に応じて対応いただくのが最適ではないかと考えている。

(高橋部会長) 今の御説明は、同一の地方公共団体の中での話とお見受けするがいかがか。

(厚生労働省) 当方が説明した事例は、都道府県の介護保険部局が指定した介護事業者のみならず、管内の市町村が指定した介護事業者に関する情報も併せて連携を行っているとのことであった。

(高橋部会長) 了解した。その事例を踏まえれば、割合簡単に措置いただくことが可能であるように思われる。その点を前提とし、簡便にできるため法制化するといった対応は十分あり得るのではないかと考えるため、ぜひ御検討いただきたい。なお、検討のスケジュールはいかがか。

(厚生労働省) 実際にどのように連携を行っているのかを具体的に確認したいと考えているため、それを踏まえて来年度中に検討したいと考えている。

(高橋部会長) 今のスケジュールに関する御説明について、事務局の見解はどうか。

(加藤室長) これまでの御説明において、当室と連名で行った実態調査で大方の実態は把握されているように見受けられる。そういった意味では実態の確認は十分に進んでいるような印象を受けたため、なるべく早急に御検討いただけるとありがたい。

(高橋部会長) 了解した。今の事務局からの意見を踏まえ、年末の閣議決定までに検討の方向性が出せるよう御検討いただきたいが、いかがか。

(厚生労働省) 複数の地方公共団体が関係するケースもあるため、なるべく早急に検討できるよう努力するが、極端に早く、というのは難しいものと考えている。

(高橋部会長) 検討の方向性については事務局とよく御相談いただき、閣議決定においてどのような形で方向性

を示すかを御調整いただきたい。

次に、旧法指定機関のみなし指定取消についてお聞きしたい。法制局との調整の中でこのような結論となったようだが、改正当初は旧法指定機関について、改正の際には様子を見る意図で整理を行ったような印象を受けた。しかし、みなし指定取消がこれだけ定着したことを踏まえれば、改正後の状況を踏まえて改めて検討いただく余地はあるのではないかと考えるが、いかがか。

(厚生労働省) 御意見を踏まえ、検討させていただきたい。

(大橋部会長代理) 法制局としての当時の整理はあるものの、運用の結果として今回の問題点が発覚したことから、そのような観点から見直しの余地はあるものとする。その場合、理念的・理論的な問題があることから、そこは別途クリアしなければならないが、結局のところ、平成25年改正前の介護保険法上の指定と生活保護法上の指定が本当に独立しているといえるか疑問である。例えば、生活保護法第34条の2においては、介護扶助は現物給付で行う旨が定められており、現物給付の委託先として介護保険法上の指定を受けた介護機関を予定しているのではないかと。あるいは、介護保険法上の介護機関でない、つまり介護保険給付がない施設についても委託することを想定しているのか。もしそのような想定のもとに改正を行ったわけではないということであれば、介護保険と生活保護の両制度は、やはり連動しているように考えられる。また、みなし指定を受けるか否かの届出を行うことについて、地域密着型老人施設や介護老人福祉施設はそのような自由が認められておらず、みなし指定を受けることが半ば強制であるような制度のように見受けられる。よって、このような施設は生活保護法上の指定介護機関になることを予定している、つまり、介護保険法と生活保護法は連動していると考えられる。また、このような場合というのは、介護保険法上の介護機関が取消事由を満たした場合、即ち緊急事態を指している。そういった場合に、指定取消処分を受けた問題のある事業者が生活保護の領域でもなお存続できるような利益を、果たして勘案する必要があるのか。私としては、むしろこのような問題を抱える事業者が生活保護の領域で公的資金によって成立しながら事業を継続することを阻止する利益の方が上回るように思える。例えば、ある資格が取り消された場合にもう一方の資格も取り消しになる仕組みは他の制度にもあることから、そのような制度設計が果たしてできないのかと考える。介護保険法上の介護の仕組みと生活保護法上の介護扶助は仕組み上連動しているため、この論点を踏まえて、制度官庁から両法上の介護機関は密接していることを御説明いただき、理論的に説明いただいた方がよろしいと思う。

(厚生労働省) お話しいただいた運用の実情も含めて、法制局とよく相談してまいりたい。

(高橋部会長) 新法の運用の結果、みなし指定が定着してきたことや、介護保険法上の指定取消要件を満たすような不正を行った介護機関が、生活保護で不当な利益を得てもよいということにもなりかねない。その点も含め法制局によく御相談いただきたい。その結果を踏まえ、事務局と御調整いただきたい。

<通番4：障害支援区分認定調査のオンライン化（厚生労働省）>

(高橋部会長) まず、委託・嘱託については、委託したくても適当な事業者がないとか、嘱託される側の自治体としても手が回らないという実態があつて、なかなか活用するにも限界があるという話だと思ふ。委託・嘱託制度を活用されることも大変重要だと思うが、それに限界があるとすると、オンライン調査も今後の活用課題としては真剣に御検討いただきたいが、いかがか。

(厚生労働省) 1点目は、委託・嘱託の活用状況について、自治体による差があるので、何かしらの理由により制度を活用するにも限界があるという自治体もあれば、困難の如何に関わらず、活用自体ができていないという自治体もある可能性がある。

2点目は、居住地特例の場合、施設側には法律上、協力をしなければいけないという義務が課されていて、この制度が適切に運営されているかという視点でもよく確認する必要があると考えている。あまり注目されていない条文なので、こういった委託調査に困難が生じることは今まであまり想定していなかったのかもしれないが、こうした局面において、この協力義務というのがどういう形で発揮されるのかがいいかということも検討が必要。

3点目は、障害支援区分認定調査は制度の発足とともに行ってきたものであり、あまり他国にも類似例がある訳ではなく、我々も工夫しながら進めてきたので、より改善がされるべき点があれば、対応策を考えていくべきと考えている。コロナの特例措置を継続しながら課題を把握することを引き続き行っていく。

(大橋部会長代理) 今回、調査結果の資料をいただき状況が把握できたが、へき地等遠隔地に居住している等、その方の責めに帰さない理由で、市町村の認定調査が遅れて給付等が遅延するという事はあつてはならない。

コロナを契機にオンラインでの認定調査を各自治体が試験的にを行い、言わば社会実験のような状況が進んでいる。支障や懸念点は確かに示されているが、これは、そこをクリアすればオンラインでも認定調査を行うことが可能という条件を、自治体から提示されているということと見られる。

例えば、オンライン認定調査のための機器等が不十分なら、機器の拡充で解決できるし、認定調査のための部屋が用意できないならば、設備の整った部屋を用意する、同席者にデジタル機器のスキルやノウハウがないならば、教育する、セキュリティーの問題があれば、解決法を提示すればよい。

また、認定調査において生活環境も一緒に確認したいのであれば、例えば第一歩として、施設や病院等、ある程度認定調査のためのスペース・機器も確保できて、同席者も期待できるようなところについては、自宅に1人である方とは区別して、先行して認められないのだろうか。

せっかく今回支障が出ているのだから、まずは一定の条件付きでオンライン調査を行う仕組みを作っていたほしい。ただ、そのときに虐待等まで一緒に調査するというのは無理があるので、必要があれば別途訪問することとすればよく、まず一歩進めてみるのはいかがか。

(厚生労働省) 御指摘のような視点も含めて検討を行いたいと思っているが、指摘されている内容の中には機器のようなハード面で解決が可能なものもある一方、今あるようなリモートの機器では、どうしてもカメラの範囲でしか相手方の状況が見えないため、お互いの信頼関係だけではなく、法的な意味でも説明責任を果たせるような状況でないと、制度の基本としての自治体側の審査会等における対外的な説明も難しいということもあると思う。そのようなことも含めて、解決法について、よく検討を行いたい。

(大橋部会長代理) ある程度折り合いがつけられるところを探ることは必要と考える。

(勢一構成員) アンケート調査の結果をどう読むかという点だが、オンライン調査を実施して、どのような支障や懸念があったかという質問について、回答のあった自治体のうち8割から懸念が示されており、肯定的な内容の回答をした自治体は2割だったという説明だったが、懸念を示した8割の自治体がオンラインをやるべきではないと思っているのかというのは、また別の話だと思う。

この質問は、コロナ禍の制限の中でオンライン調査という初めて活用する仕組みに対して、支障や懸念について自由に記述をするというものなので、むしろ自治体の担当者としては、このような質問をされれば真摯に現状を分析して答えるというのが普通だと思う。

そうすると、このような懸念があるからオンラインは望ましくないという話ではなく、これをクリアできればより良い形で進めることができるのではないかと条件と見るほうが、正しい見方ではないか。オンラインの可否の判断としてこの情報を使うのではなく、制度の設計に貢献できるような形で検討いただくというのが正しい捉え方ではないかと思う。

(厚生労働省) オンラインでの実施について、将来的な可能性まで今回の調査結果をもって難しいと説明しているつもりはない。ただ、このような懸念があるのは確かであり、解決策について用意ができていない状況ではないため、早急に現時点のままでオンラインを開始することは難しいと認識している。この課題を踏まえて、どのような解決策があるのか、それは解決できるかどうかも含めて検討する必要があると思っている。

一方、(民間事業者への) 委託調査という選択肢もある。(委託先が見つからない等により活用が) 難しいという御指摘もあろうかと思うが、再委託契約を結ぶことで委託調査を行えている団体もあるなど、実際に行っているところも多くあるので、そこ(委託調査)のハードルとの関係も含めてよく検討を行ってほしい。

(高橋部会長) コロナの特例措置によるオンライン調査は当面続けるという話である。したがって、続ける以上はいろいろな問題について解決策を明らかにする、解決できないところは代替策を出していくということは必要だと思う。代替策の検討をいつまでに検討し、検討した代替策はいつまでに実施されるのか。

(厚生労働省) 今日の時点で確約はできないが、少なくとも年度単位でいろいろな事業が進んでおり、来年度、様々な事業を行う中で実態の把握や検討をしっかりと行う。いつまでということについては、まだお答えできない。

(高橋部会長) 今年度中にできることはあるのではないか。

(厚生労働省) 今年度中にできることというのは、例えば今回調査を行ったことについて、さらにフォローしたり、その実態について掘り下げるということは今年度中にできると思う。

(高橋部会長) 例えば機器整備の話は、信頼性の点でこんな機種が望ましい、というような検討はすぐできるような気がする。

(厚生労働省) 幾つかある課題のうち、方向性が示せるようなものもあるかもしれない。ただ、いろいろな観点があるが、大きな懸念が払拭されるような形に今年度中にできるかということ、今の段階では確約ができない。

(高橋部会長) 懸念点を払拭することは大変重要なので、調査で自治体から真摯に出された懸念点については、しっかり今年度中に解決案を出せるものは出していただきたい。

その上で、中立性の確保等検討すべき事項があると思うので、成案をいつまでに出す予定なのか閣議決定までに明確にしていきたい。事務局を通じて閣議決定までには工程表を明確にさせていただくことをお約束いただきたいと思う。

(厚生労働省) 今年度内に何をすべきか工程表を作成するなどして、事務局とよく御相談をさせていただく。

<通番16：大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止（経済産業省）>

(高橋部会長) 届出後の公告・縦覧、立地市町村からの意見徴収等について、行政の側（事務手続を行う都道府県、政令指定都市等）で必要と回答があったのは、7%であった。結局7%だけが、これまで意見聴取等の手続を実施してみて、法人代表者の氏名変更については公告・縦覧の手続が必要という回答だと思う。22%というのは、要するに制度そのものが必要ということで、代表者が変わったときに、公告・縦覧の手続は必要かという点については7%しか必要と回答しなかったわけである。さらに法第6条第1項の変更届出に対して意見が出てきたかといえば届出数に対して0.5%であった。公告・縦覧手続を一生懸命実施して、住民や立地市町村から出てきた意見数が届出数に対して0.5%というのは、制度を運用している地方公共団体側に相当な負担ではないか。

(経済産業省) おっしゃるとおり、0.5%というのは少ないと思っている。調べてみると、もともとこれは地元と大規模店舗で何らかのトラブルとか、一定の関係性があるところで使われている制度で、大概においてはうまくやっているものであり、そもそもその意味では使う人の母数が少ないということがある。少ないから要らないということもなかなか言いにくいところである。

(高橋部会長) これは度が過ぎていて、行政コストがかかりすぎている。

(大橋部会長代理) 商工会がユーザーとしてこの制度を活用していて、そこに制度存続の望みを託すという説明であったが、私から見ると、商工会等が言っている内容は一体何なのだろうというような気がする。法第8条第2項は、周辺地域の生活環境保全の見地からものを言うことであり、単なる意見聴取手続ではない。そこで商工会は何を言っているかという、自治会に入ってくださいとか、お祭りに協力してくださいとか、応援条例に協力してくださいとか、地域貢献とか、商工協議、これはもう昔の大店法時代の名残みたいな発想であって、環境立地に伴う現在のこの大規模小売店舗立地法で要求されているような話の内容ではないと思う。そういうことを言いたい人が、手続が必要だと今回のアンケートに答えられている。一方で、地方公共団体等の不要と言っている人は、周辺地域の生活環境保全という観点からすると、それに伴う意見聴取というのは必要ないと言っていて、さきほどのような意見はその要件を満たしておらず、この制度を使えないものだと考えられる。変更届出は登記簿謄本やインターネット等を使えば代替手段があり、今言ったような要件を満たすような意見はなかなか出てこないという中で、この法律に本当に必要なのかを吟味した上で、経済産業省としての意見を言っていただきたい。

(経済産業省) 生活環境の保持というのは、広い概念ではあるとは思っているが、その中でも自治会に入ってほしいという点も含まれるのではないか。

(大橋部会長代理) 全然違うと思う。

(高橋部会長) それは無理がある。自治会に入れというのは生活環境の保持には入らない。

(大橋部会長代理) お祭りはどうか。

(経済産業省) お祭りは確かに生活環境の保持には入らないかもしれない。

(大橋部会長代理) 騒音についても述べている。

(経済産業省) 騒音はまさにその生活環境そのものだと思う。自治会もごみの捨て方とか、あるいは自治会でまさに騒音とか何とかとやっているため、そういう意味で自治会に入ってくださいと言っている。

(大橋部会長代理) 地域貢献とか商工協議はどうか。

(経済産業省) まさに夏祭りとかをどこまで生活環境だというのはあるが。

(高橋部会長) そういう問題について地域に密着して大規模小売店舗を営業したい人は、真面目にお付き合いするのではないか。それは話合いのレベルである。この法令に乗せるようなレベルの話ではない。

(経済産業省) おっしゃる意味も理解はできるが、これは商工会議所ないし自治体がどのように使っているかという、やはり一番は自分たちの枠組みに入ってくださいということが多い。これはほとんど典型的な意見の

内容であり、大規模店舗と商店街とか、あるいは地元の自治会が連携して仲良くやっっていこうという、その申入れをしているわけで、その機会をどう考えるかであると思っている。

(大橋部会長代理) そのような抽象的な内容でこれだけの義務を課すというのは無理がある。

(経済産業省) おっしゃるとおり、そこは冒頭に申し上げたとおりと考える。

(高橋部会長) それは経済産業省が行政指導を大規模店舗に対して行えばいい。地元と密着してやりなさいと行政指導を行えばいい。それだけの話である。この法令に乗せるような事項ではない。

(経済産業省) 現行法で規定されている。

(高橋部会長) よって、その点を法令改正して、生活環境に関係のないものとして政令で定める事項については、その限りではないと一括法で書いてください。一括法で書けば済む話である。一括法で改正する方向で事務局とよく相談していただきたい。

(小早川構成員) 今、部会長と部会長代理が言っていることに賛成であるが、この提案は、代表者変更についての公告・縦覧、意見聴取という手続そのものがおかしいのではないかということである。今言われているように、例えば経済産業省が何かやる、あるいは、地域によって、その問題を強く意識している自治体が例えば条例で基準をつくって行政指導をやるというのは、それは構わないと思うが、今、代表者変更の際にこれだけの手続をやるということ、道具として使っていることはどうなのか。代表者変更と、お祭りに参加するかどうかという話とがどうつながるのかということだと思う。生活環境ということ、をいくら広く取ってみてもそこはつながらない。それは、言われているような行政目的等のために使える道具ではない。そういうものを道具として残して行政目的を達成したいというのは、理屈として全くおかしいと思う。そういう濫用的に使えるものだからといってそのために多くの自治体が無駄なコストを負担せざるを得ないというのはおかしい、そういうものはやめてくださいという話なのであり、全くもったもな話だろうと思った。

(経済産業省) 法人の代表というのは経営方針とかを決める大きな影響力を持っているので、そういった方の交代というのは、それなりに影響が大きいということから今の制度はできていると認識しているので、全く因果関係がないとまでは言えないのではないか。

(大橋部会長代理) 影響が大きくても、意見を言うときの条件は法律に書いてあり、それに沿ったものが出ているか、出ていないかということである。今回のアンケートを見る限りは出ていない。

(経済産業省) ただ、生活環境に対する懸念という話、騒音とかの問題も申入れをするという話もあるので、全くゼロとは言えない。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、今のお話で、法人の代表者が変わったことと、その意見の中身というのは全く関係がないわけである。経営方針が変わったとしても、それによって何か生活環境が大幅に変わるというようなことが、きちんとその意見の中に反映されていればいいが、どうもそういったこともない。具体的な例というのはないようである。前回のヒアリングでも申し上げたが、各構成員の皆さんから意見があるように、この代表者の氏名の変更という手続と意見聴取の機会というのは目的が異なっているので、先ほど地元の店舗との協調やまちづくりに関するお話があったが、それは別の手段で協議をすればいいわけであって、今回のこの仕組みを維持したまま、これを一種の目的外で利用するというのを容認するのは、自治体の負担という観点からも非常に問題である。

(高橋部会長) 経営方針が変わって、変更届出事項に関わるような話になったら、そのときに公告・縦覧や意見提出の機会がある。ただ単に人が変わった、あなたは信用できないからということでは意見を出す理由にならない。

(経済産業省) ただ、事象が変わったというのは、例えば警備員を減らすとか、営業時間を長くするとか、必ずしも届出事項とか規制の網にかかっていないものもある。そういった現場レベルの話が多くあって、そういう意味で予防的かもしれないが、代表者が変わったときに、引き続きこうしてくださいと言っているのが現状である。

(大橋部会長代理) 今回、その現状のエビデンスが出ていないのではないか。

(高橋部会長) 意見提出ですくい取ることはある。でも、代表者が変わって、信用できないから意見提出の機会が必要だという話にはならない。代表者が変わっても、引き続き地域社会と協働して営業しなさいということは、行政指導のレベルの話である。正式な手続に乗せるようなレベルの話ではない。それを理由にして、制度の存続はできない。地方公共団体に負担を課すような制度について、よくお考えください。私としては一括法で措置していただきたい。生活環境に影響がないようなその他の事項については必要ないと、政令で書くもの

については必要ない、その政令事項の1つに代表者の氏名と書けば、それだけで済む。ほかに多数手続に乗るような案件があり、それが正しい制度の使い方である。そういう観点から御検討いただければありがたい。今、即答できないと思うが、事務局とよく御相談ください。一括法に乗せる方向で事務局とよく御調整いただければありがたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)